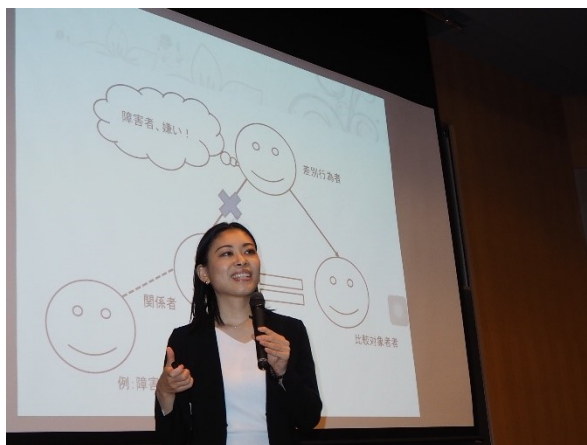


## 市民講座

### 杉山有沙さん講演「ジェンダーと障がいをめぐる差別禁止法理」

2019年12月19日（木）、ジェンダーフォーラムは共通教養科目「法と人権」（徳永貴志教授担当）との共催で市民講座「ジェンダーと障がいをめぐる差別禁止法理」を開催した。講師としてお招きしたのは、憲法・障害法がご専門の杉山有沙先生（帝京大学法学部）である。当日は、学生・市民合わせて150名ほどが参加した。

読者の方々は「関係者差別」という概念をご存じだろうか。差別の対象となった当事者ではなく当事者に関係のある第三者（主に当事者の家族）が受けた差別被害を表す概念で、近年日本でも徐々に注目されるようになったものである。世界的には関係者差別の構造とその問題は決して新しいものではないが、日本ではハンセン病家族訴訟（2019年6月28日熊本地裁判決）を



きっかけに広く知られるようになった。この裁判の判決では、ハンセン病患者の家族に対する差別が継続的不法行為にあたることが認定され、政府は最終的に控訴を断念したため、国の立法不作為等に対して計約3億8千万円の賠償が確定した。国の控訴断念については間近に迫っていた参院選を意識した首相の政治的決断とも報道されたが、長年差別に苦しんできたハンセン病患者家族たちにとっては大きな前進となった。その後、ハンセン病患者家族に対する補償金の支払い等に関する法律が成立した(2019年11月15日)。

ハンセン病の患者やその家族たちが受けた差別とはどのようなものだったのだろうか。講演ではスライドを見ながら、国策として行われた「無らい県運動」を通じた患者の強制的隔離やその家族たちが遭遇した凄まじい差別の様子が説明された。彼らが受けた差別については、松本清張の小説『砂の器』や映画版『砂の器』（野村芳太郎監督 1974）の中でもリアルに描かれている。ハンセン病はもともと感染力が弱いことが医療関係者の間ではよく知られており、1943年には特効薬が発見され戦後には完全に治る病気となったにもかかわらず、彼らに対する有形無形の差別は近年まで続いた。

また、関係者差別の別の事例として、障がいのある子どもを介護する母親が職場でハラスメントや差別を受け、最終的に剰員整理に応じざるを得ない状況に追い込まれたイギリスの事件が紹介された。本件について欧州司法裁判所は、障がい者として保護特徴を持つ本人だけでなく保護特徴を持つ者と関係することで自身の尊厳や自律を奪われることがある関係者への差別についても差別禁止の対象とすることができるとの解釈を示し、この母親には法的救済が図られたそうである。このような枠組みで差別の問題を考えると、障がい

者(児)の家族だけでなく、少数民族や性的少数者といった社会的少数者に関わりのある者への差別は、至る所で起こり得るし実際にも起こっていることがわかる。したがって、関係者差別は必ずしもジェンダーに特有の現象ではないようにも見えるが、他方で、病気の患者、障がい者、高齢者等の社会的弱者の看護や介護を誰が担ってきたかを考えれば、そこにはジェンダーの問題も同時に含まれていると杉山先生は指摘された。

周知の通り、封建的な家父長制の下では看護や介護は家族の中で女性が担う仕事とされ、戦後になり民主主義的社会制度が定着した後もこの構造は変わることなく継続した。その結果、主として女性の仕事とされてきたこのようなケア労働は、社会的重要性が高いにもかかわらず今もなお他の労働よりも一段低く扱われることが多く、アンペイドワーク（無報酬労働）かせいぜい低賃金労働としかみなされていない。つまり、家族の看護や介護に携わる者は、女性であるだけでなく社会的弱者の関係者であることによって平等な機会を否定されたり不利益を被る立場に置かれたりするという点で、複合差別を受けるリスクを常に背負った生活を余儀なくされているのである。看護者・介護者たちの間では、冷たい眼差しを向けられ見下されることによって個人の尊厳を傷つけられる被害や、第三者から心無い言葉をかけられたり、時には被介護者からセクハラを受けたりする被害も少なくないそうだ。



今は健康な生活を送っていたとしても、私たちはいつ病気や怪我に遭遇するかわからない。事故や災害をきっかけに介助なしでは生活できなくなるかもしれない。また、そうならなかったとしても、年をとって助けを必要とする日は必ず来る。そのとき、自分の生活を支えてくれる人や家族が差別によって辛く苦しい思いをすることを私たちは許せるだろうか。障がい者本人への差別

だけでなく関係者差別の問題も決して他人事ではないということを杉山先生のお話をうかがいながら再認識した。

(阿野理香・ジェンダーフォーラムスタッフ)

(徳永貴志・経済学科)